

電気

展示場内は天井に水銀灯が取り付けられており、これを点灯して一般照明とします。

場内の床面平均照度は約 500 ルクスとなります。

なお、基礎小間に展示用照明は取り付けられておりませんのでご注意ください。

電気供給方式電力供給方式は、下記の通りです。

交流単相二線式 100 ボルト 50 ヘルツ

交流単相三線式 100 ボルト/200 ボルト 50 ヘルツ

交流三相三線式 200 ボルト 50 ヘルツ

[1]申し込み手続き

1 小間につき単相 100V/300W 容量までの電気供給一次幹線工事は主催者で負担いたします。

なお、供給限度をこえて電力を使用する場合の幹線工事費は出展社の負担となります。

全ての出展社は巻末の提出書類【2】「電灯/電力工事申込書」を 10 月 19 日（金）までにイーエム電設（株）にご提出ください。

期日までにお申し込みのない場合、所要電力計画に折り込めませんので、小間内への電気の供給が不可能となることもありますのでご注意ください。

電灯/電力工事申込書の作成に際しては、電源希望位置図および単線結線図のみを記入してください。電源希望位置は機器のレイアウトを考えて、当初の計画段階から考慮してください。単線結線図は、負荷容量を記入し、始動電流の大きな機器は特に明記してください。夜間送電の負荷がある場合は専用回路としますので、必ず「夜間送電」と明記してください。蛍光灯、高圧水銀灯は定格容量の 150%として計算してください。機器名板が馬力表示の場合は、1HP を 1kW に換算して計算してください。

なお、電力事情等についての不明な点は、指定幹線工事業者に直接お問い合わせください。

[2]幹線工事と費用負担

展示会事務局では、上記申込書に基づき供給幹線を小間内まで配線し、開閉器を設けます。開閉器の取り付け位置は必ず電気・電力工事申込書に明記してください。指定のない場合は、後壁左右いずれかの床より 1m の高さに取り付けさせていただきます。（2 小間以上の場合も原則として電源は 1 ヶ所です。但し、通路を隔てた小間の場合はそれぞれ電源を出します。）

●電気幹線工事費（消費税込）

電気幹線工事費は、電灯・電力いずれの場合も 1kW につき 7,560 円とし、電気使用料金とあわせて出展社負担となります。

申込容量 (kW)	幹線工事費
0~1	7,560 円
1.01~2	15,120 円
2.01~3	22,680 円

以降同様に 1kW 毎に 7,560 円加算されます。

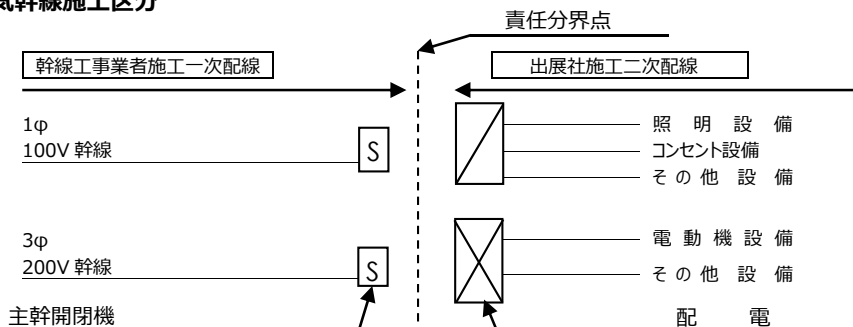
●電気使用料金（消費税込）

出展社からの電灯/電力工事申込書により、展示会事務局が承認し設置した供給幹線（上記の開閉器）からの照明および動力配線等の小間内の電気工事は出展社において施工するものとし、その費用も出展社の負担になります。

申請 1 kW につき通電期間中（後述の供給時間）1,450 円とします。

また、夜間送電の場合は別途ご請求させていただきます。

●電気幹線施工区分



●電気供給時間

会期中の電気の供給時間は、開場 60 分前から閉場後 30 分までとします。
但し、最終日のみ閉場時間後 15 分までとします。

11月 26日 (月)	送電はございません
11月 27日 (火)	9:00~18:00
11月 28日 (水)	8:30~17:30
11月 29日 (木)	8:30~17:30
11月 30日 (金)	8:30~17:15

※機械の調整および試験運転のために、上記以外の時間で特に電気の供給を必要とする場合は、可能な限り対応いたしますので、事前に展示会事務局にお問い合わせください。

※24 時間通電を希望される場合は、提出書類に記載してください。

[3]小間内電気工事

●出展社がおこなう小間内電気工事については、事務局では特に業者の指定はしませんが、必ず電気工事士法に基づく所定の有資格者がおこなってください。

電気工事をおこなうすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく第 1 種電気工事士免状または認定電気工事従事者認定証を携帯してください。無免許者が施工している時は、作業を中止させられます。

- 電気用品取締規則の適用を受ける電気用品および材料は、経済産業大臣の型式承認を受けたマーク入りを使用してください。
- 小間内電気工事は、すべて会期前日までに必ず完了してください。

会期中の電気配線工事は認められません。

- モーター用動力配線には、負荷に相当するコンデンサーを取り付けてください。
- 対地電圧が 150V をこえる機器および分電盤には、必ずアース工事を施してください。
アース線は事務局にて施工したトータルスイッチの位置に出してあります。
- 小間内電気設備のスイッチを入れるヒューズは、必ず適正ヒューズを使用し、銅線等を代用しないでください。
- 100V 照明関係の配線は、1 台が 15A 以上の器具は 1 回路毎に分岐し、その他は 15A 以下毎に 1 回路とし、分岐スイッチを設けてください。
- 蛍光灯、白熱灯などの照明器具及び機器の配線に際して、コードの流し引き、または接続器なしにコードを接続しないでください。コードをステップル等で壁面に押さえつけて配線することも出来ません。必ず F ケーブルか電線をパイプモールに入れてください。
- 施工にあたっては、特に火災などの危険の防止、人体や財物の損傷その他事故の防止について、万全の注意を払ってください。
- 分電盤の主幹には必ず漏電ブレーカーを使用してください。
- 分電盤の設置場所は点検、保守の容易な位置にしてください。
- ネオン設備の使用は禁止です。

[4]保護装置について

電源の異常及び事故による停電、または電圧降下のために実演物・出展物・各種装置等を損傷した場合、展示会事務局はその責任を負いかねますので、出展社の方々は事故による損傷を防止するために、実演にあたり、十分な保護装置を施してください。

[5]会期中の保守

会期中は、事務局指定幹線工事業者の電気保守要員が、会場事務局に常駐しております。小間内の小さな事故でも、事務局へ連絡してください。

[6]指定幹線工事業者

電気幹線工事、申し込み等、電気に関する一切の事項は、下記指定業者が展示会事務局に代行して担当しますので、不明な点は下記業者に直接お問い合わせください。

また、展示会事務局が行う電気幹線工事及び料金の請求は、下記業者が担当します。

イーエム電設 (株)

〒275-0015 千葉県習志野市鷺沼台 4-9-6

Tel. 047-474-5680 Fax. 047-474-5682

担当：馬宮 松本 信田